

平成28年 5月17日から
平成28年 5月17日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

平成28年標茶町議会第1回臨時会会議録目次

第1号（5月17日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
報告第2号 専決処分した事件の承認について	5
報告第3号 専決処分した事件の承認について	9
報告第4号 専決処分した事件の承認について	10
報告第5号 専決処分した事件の承認について	12
報告第6号 専決処分した事件の承認について	16
議案第26号 工事請負契約の締結について	18
閉議の宣告	22
閉会の宣告	22

平成28年標茶町議会第1回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年 5月17日（火曜日） 午前10時12分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 報告第2号 専決処分した事件の承認について
- 第 5 報告第3号 専決処分した事件の承認について
- 第 6 報告第4号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 報告第5号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 報告第6号 専決処分した事件の承認について
- 第 9 議案第26号 工事請負契約の締結について

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 館田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副 町 長 | 森山 豊君 |
| 総務課長 | 島田哲男君 |
| 企画財政課長 | 高橋則義君 |
| 税務課長 | 武山正浩君 |
| 管理課長 | 中村義人君 |
| 住民課長 | 松本 修君 |
| 水道課長 | 細川充洋君 |
| 教 育 長 | 吉原 平君 |

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（館田賢治君） ただいまから、平成28年標茶町議会第1回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時12分開会)

◎開議の宣告

- 議長（館田賢治君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（館田賢治君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
8番・渡邊君、 9番・鈴木君、 10番・平川君
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長（館田賢治君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（館田賢治君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせて行政報告を求めます。
町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 冒頭、4月14日発生から熊本地震、1カ月経過しておりますけれども今なお、余震が続いており甚大な被害がもたらされております。犠牲となられた方々に衷心よりご冥福を申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます、一日も早い復旧、復興を願う次第であります。

本町といたしまして、被災地に対する支援については、被災地の状況を北海道及び道町村会、各関係機関、団体と情報をもとにし、できる限りの対応をしてみたいと考え

ております。

改めまして、第1回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、本年度から着工する「標茶町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事」について、業務工程の期間確保のため早期に入札を行い、落札者が決まりましたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」により工事請負契約について議決をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

また、先に専決処分をいたしました「標茶町税条例等の一部改正」ほか2件の条例の一部改正及び自動車事故による損害賠償2件について、後ほど議案報告をいたしますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、行政報告をいたします。

第1回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたくと存じます。

なお、次の点について補足いたします。

町立病院の診療体制についてであります。

平成28年度町立病院の診療体制が決定しましたので、ご報告いたします。

内科は、引き続き、院長と副院長の2名体制であります。

内科外来の診療については、内科常勤医師の業務負担軽減を図っていくために平成26年4月より火曜日と水曜日の午後を休診とさせていただいておりますが、今年度も継続させていただきますことについて、ご理解を賜りたいと存じます。

また、内科医師の業務負担を軽減していくために日曜日の夕方から翌朝までの当直業務について平成26年9月から北海道病院協会より月1回、医師派遣をしていただいておりますが、引き続き、派遣いただけることになりました。

外科は、北大消化器外科Iから1週間又は2週間単位での医師派遣のほか、夜間や休日の当直業務についても対応していただけることになり、これにより救急指定病院としての機能を維持できることになりました。

小児科については、極めて困難との見通しがありましたが、要請を続けた結果、昨年同様、旭川医大小児科から月5回、毎週火曜日と月1回水曜日の医師派遣をしていただけることになりました。

産婦人科は、札幌医大産婦人科学講座医局のご配慮により、町立中標津病院から月曜日の午後と金曜日の午前の週2回、月に8日間の医師派遣をいただけることになりました。

道内三医大関係医局の状況は、医局員がふえないという厳しい状況が続いているにもかかわらず、今までどおり医師派遣をいただけることになり、心より感謝申し上げる次第であります。

町民皆様の命と健康を守り、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう努めていくとともに、信頼される医療を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

- 議長（館田賢治君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（館田賢治君） なければ、次に議長から、諸般報告を行います。
諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。
以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第2号

- 議長（館田賢治君） 日程第4。報告第2号を議題といたします。
本件について趣旨説明を求めます。

税務課長・武山君。

- 税務課長（武山正浩君）（登壇） 報告第2号の内容についてご説明いたします。

この度の町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、平成28年度分課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、同日付けで専決処分したものです。

改正内容につきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受ける法人の名称変更、固定資産税の課税標準の特例を定める「わがまち特例」の規定の追加などであります。

報告第2号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

標茶町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例等の一部を改正する条例

（標茶町税条例の一部改正）

第1条 標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料の1ページ、報告2号資料①をお開きください。

区分、固定資産税、改正項目1番、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、条項は条例第55条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、参照している法の条文が改正されたことによるもので、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」が平成27年5月7日に成立し、平成28年4月1日に独立行政法人労働安全衛生研究所は解散し、独立行政法人労働者健康福祉機構にその業務が承継され、名称を独立行政法人労働者健康安全機構に変更し、改組されたもので、独立行政法人労働者健康福祉機構につきましては、一定の業務の用に供する固定資産について非課税措置が講じられており、改組後の新法人についてもその公益性に鑑み、引き続き非課税措置が講じられたもので、「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改めるものです。

施行につきましては、平成28年4月1日。適用は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものです。

改正項目2番、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告で、条項は条例第59条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、参照している法の条文が改正されたことによるもので、改正内容はただいま説明いたしました改正項目1番において説明した内容と同様で、「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改めるものです。

施行及び適用は、改正項目1番と同じであります。

改正項目3番、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合で、条項は条例附則第10条の2第4項から第9項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、第4項は下水道法第12条に規定する総務省令で定める「除害施設」で公害の危険防止のために設置された施設・設備に係る固定資産税等の課税標準の特例で、法改正により号の移動があったことによる条文の整理で、「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改め、第5項及び第6項は、新たに、わがまち特例による規定を追加するため、項の移動を行うもので、「第5項」を「第8項」とし、「第6項」を「第9項」とし、第4項の次に、次の3項を加えるものです。

新たに加える規定は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備について、わがまち特例を導入した上で適用期限を2年間延長することとされたことによるもので、第5項は、太陽光発電設備については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であって、国の補助を受けて取得した一定の設備に適用対象を見直した上、価

格に3分の2の割合を乗じて得た額を課税標準とするものです。

第6項は、風力発電設備については、価格に3分の2の割合を乗じて得た額を課税標準とするものです。

第7項は、バイオマス発電設備については、価格に2分の1の割合を乗じて得た額を課税標準とするものです。

議案の3ページをお開きください。中段の少し下あたりになります。

附則第10条の2第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改め、同条中第6項を第9項とし、第5項を第8項とし、第4項の次に次の3項を加える。

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

議案説明資料の1ページへお戻りください。

資料右側の施行・適用の欄になります。

施行につきましては、平成28年4月1日。適用は、第1条の規定による改正後の標茶町税条例（以下「新条例」という。）第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものです。

新条例第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものです。

新条例第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものです。

次に、改正項目4番、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、条項は条例附則第10条の3第8項第5号、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、熱損失防止工事を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、町長に提出する書類に記載する申告事項について、当該改修工事に要した費用の額に、国又は地方公共団体からの補助金等を含めることとしたもので、「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加えるものです。

施行につきましては、平成28年4月1日。適用は、平成28年4月1日以後に改修される

新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものです。

議案の4ページをお開きください。

上から3行目になります。

(標茶町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 標茶町税条例の一部を改正する条例(平成27年標茶町条例第33号)の一部を次のように改正する。

議案説明資料の3ページです。上のほうになります。

内容はこの資料で説明いたしますが、議案説明資料の次のページ、4ページに報告第2号資料②として、新旧対照表も添付しておりますのでそちらもご覧いただくと、よりわかりやすいと思います。

それでは、議案説明資料の3ページです。

区分、町たばこ税、改正項目5番、標茶町税条例の一部を改正する条例(平成27年標茶町条例第33号)の改正附則、町たばこ税に関する経過措置で、条項は附則第5項第9号、第11号、第13号、改正内容は、条文中の字句の修正で、この第9号、第11号、第13号の表中において一部修正があったことによる修正で、第9号、第11号、第13号の表中第6号の表以外の部分の項中「から」を「同号から前号まで」に、「、第4号及び」を「同号、第4号及び前号」に改めるものです。

施行につきましては、平成28年4月1日とするものです。

議案の4ページをお開きください。

附則でございますが、先ほどの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第2号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(館田賢治君) これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第2号は承認されました。

◎報告第3号

○議長（館田賢治君） 日程第5。報告第3号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 報告第3号の内容についてご説明いたします。

この度の国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、平成28年度分課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要があることから、同日付で専決処分したものであります。

改正内容につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額の限度額の改正、軽減措置に係る5割及び2割軽減判定所得の算定に用いる加算額の変更などであります。

なお、本件につきましては、5月9日開催の標茶町国民健康保険運営協議会において、報告し、承認をいただいておりますことを申し添えます。

報告第3号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをご覧ください。

専決処分書（写）

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次のページをお開きください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正するものです。

以下、内容につきましては別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料9ページ、報告第3号資料をお開きください。

改正項目1番、課税額で、条項は条例第2条第2項及び第3項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、課税限度額を引き上げるもので、第2項ただし書き中、基礎課税額について52万円を54万円に、第3項ただし書き中、後期高齢者支援金等課税額について17万円を19万円にそれぞれ引き上げるものです。

施行は平成28年4月1日、適用は平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適

用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。

改正項目2番、国民健康保険税の減額で、条項は条例第23条及び同条第2号並びに第3号、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1番、第2条において限度額の改正がありましたので、基礎課税額について52万円を54万円に、後期高齢者支援金等課税額について17万円を19万円に改め、軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法が改められたため、同条第2号について、5割軽減の対象となる軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を26万円から26万5,000円に引き上げるもので、同条第3号については、2割軽減の対象となる軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を47万円から48万円に引き上げるものです。

施行及び適用は、改正項目1番と同じであります。

議案の8ページをお開きください。

附則につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第3号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第3号は承認されました。

◎報告第4号

○議長（館田賢治君） 日程第6。報告第4号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 報告第4号の内容についてご説明いたします。

この度の専決処分につきましては、本年3月4日開催の標茶町議会第1回定例会におい

てご提案申し上げ、可決をいただきました行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の第2条による改正、標茶町固定資産評価審査委員会条例の一部改正の改正附則第2項、標茶町固定資産評価審査委員会条例に関する経過措置について、一部修正がありましたので、改正をするものです。

報告第4号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次のページをご覧ください。

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年標茶町条例第1号）の一部を次のように改正するものです。

改正内容の参考といたしまして、別冊の議案説明資料の10ページに新旧対照表を載せておりますので、そちらをご参照いただくとわかりやすいと思います。

附則第2項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示もしくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更生に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、報告第4号の内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

◎報告第5号

○議長（館田賢治君） 日程第7。報告第5号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君）（登壇） 報告第5号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案件につきましては、平成28年2月8日発生した自動車事故でございます。

役場から釧路総合振興局へ向かう途中、国道391号線の釧路町中央6丁目4番地付近の自衛隊駐屯地入り口交差点で、損傷したもので、相手方との示談が成立し専決処分したところ です。

なお、交通安全運行につきましては、引き続きより一層の安全運転の徹底を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第5号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページにまいります。

専決処分書（写）

平成28年2月8日発生 of 自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

1 損害賠償額 131万1,456円

2 相手方 釧路市新富士6丁目2番10号

株式会社 美警

代表取締役 三上葉月様

次に、議案説明資料により補足説明致します。

議案説明資料11ページをお開きください。

11ページ上段、報告第5号資料により説明いたします。

発生の年月日につきましては、平成28年2月8日。発生の状況等ですが、午後1時50分頃、釧路総合振興局へ向かうため、国道391号線を走行中、片側2車線道路の左車線から右車線へ車線変更しようとして車線途中まで移動し後方を確認したところ、車両が接近してきたので車線変更をあきらめ左車線に戻ろうとしたが、前方が赤信号であることに気づかず、停車していた軽四の車両に、追突し、さらに前方の高所作業車にぶつかり多重衝突となったものです。

損害の賠償額につきましては131万1,456円の賠償の内容ですが、車両の修繕費、代車代、レッカー代費用となっております。

過失割合は、赤信号で停車中の車両に追突したもので、町側が100、相手方がゼロとなっております。

専決処分の日は、4月18日であります。

以上で、報告第5号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○（鈴木裕美君） 今のご説明をいただきまして理解はするのですが、この説明資料の発生状況等にかかれております、さらに前方の高所作業車にぶつかり多重衝突となったと書かれておりますが、ここの損害賠償の中には相手方が1社となっておりますが、その高所のほうも同社なのですか、それとも別の相手なのでしょうか。そのへんについての損害賠償というのは発生しなかったのでしょうか。

○議長（館田賢治君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 説明いたします。

この説明資料の中にあります高所作業車につきましては、3月の定例会の専決処分の報告のほうでさせていただいております。金額については30万円以下の賠償でございました。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

7番・川村君。

○7番（川村多美男君） 単純なことで聞きたいと思いますが、釧路総合振興局へ向かうと、まあ391号線だから私たちもしょっちゅう通っているところなのですが、2車線でそのまま左側を走っていればいいのに、なんで右側に一回行ってまた戻ろうとしたのか。戻ろうとしてこの事故にあっているわけですから、普通考えるとですね右に曲がって国道のほうに行く用事でもなければ、そのまま行くと振興局のほうに向かうはずなのですが、その辺の運転手の説明というか考え方はどういうことを聞き取りしているのですか。

○議長（館田賢治君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） ご説明いたします。

当日、振興局に向かう途中トイレに行きたくなったようで、この交差点の先にコンビニエンスストアがありますので、そのために右車線に移ろうと思ったのですが後方から車が来ているので戻ったという内容で聞いております。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） 大体の話はわかっていますけれども、まずですね、これを見たら女性なのか男性なのかよくわからないのですけれどね。これは私、警察ではないのでそんなに詳しくとはしないのですが、だいたいスピードはどの程度でいたものなのか、ブレーキ痕がどのようにあったのかということ、そういう中身というのは全然わかってこないのだけれども、この辺についてはどう思っているのか。それともこの事故を起こした人が今までの運転歴がどのような状況だったのか、何歳くらいの人なのか。私は名前は聞く必要はないと思いますけれども、それは聞かないですけれども。運転歴がどのようにあったのか。相手のけがの症状が、完治したとは言いながらだいたい後遺症というのは常に残るわけですが、これもきれいに完治したということでこの金額で終わっていいのかというのが、そこら辺がいまいまいちわからないのですけれどね。

（何事かいう声あり）

（「次だから」という声あり）

○2番（後藤 勲君） そうか、わかりました。

まず今の点についてお聞きしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 当時のスピードと、ブレーキの痕、それと運転者の履歴というのですか。それにつきましては、スピードにつきましては法定速度であったということで、ブレーキ痕につきましては、当時、冬のスタッドレスタイヤをはいていたものですから、ABSという装置がついていてブレーキがロックしないような形になっていますので、ブレーキのタイヤ痕については付いていなかったようです。

運転者がどんな職員だったかといいますと、建設課の20代の若い職員ということです。

○議長（館田賢治君） 2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） 事故を起こした人には、今までどのような対処してきたのか、これからそういう対応については町としてはどういうふうに考えているのか教えていただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

対象職員につきましては、この後、懲戒審査委員会に諮りまして処分の決定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

処分につきましては、事故の状況、損害賠償額、また過失の割合等々を監察する規定

がございまして、それにのっとった形で適正に処分をしまいたいと思うところがございます。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 3月定例で出ていたのか、はっきりしないので、もし出ていたとしたら訂正してください。この町の所有している車、これがぶつかったわけですがけれども、この車の物損割合というか、どの程度の修理にかかっているのか、そういうことをお聞きしたいのですが。廃車にしたのですか、廃車にしないで直したのかそこらも含めて。

○議長（館田賢治君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 町有車両につきましては、修理して現在使用しているということで、金額につきましては、修理代が63万8,567円ということでありまして、その他レッカー代ということで、別に4万1,680円がかかっております。約70万円程度の損害がおこったということです。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 六十四、五万円、実質かかったということですが、この車については何年くらい使って、耐用年数はどのくらい残っている車だったのですか。

○議長（館田賢治君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） この車両につきましては、建設課のほうでリースをしている車両で25年度からだったと思うのですが、リースをして3年間使ったのち、町のほうで車両を取得するという形になっております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

12番・菊地君。

○12番（菊地誠道君） 今回の事故については、ただいまいろんな方から内容について質問ありましたけれども、いつもこういう事故が起こるたびにいろいろ議論されるわけですが、今回の事故に関しては若い職員だったということもありますけれども、あまりにも、いつも通っている道路について言えば、少し運転と言いますか、軽率というのかな、その本人の過失があまりにも大きいのではないかという気がしますが。その辺について、先ほど課長はこれから十分気をつけるから理解してくれといつも同じ言葉で、我々は受けるわけですがけれども。その辺について、やっぱり今後も含めてどう考えているのかお聞きしたいと思います。普通、信号があるのもわかるわけですし、用を足したくて近くにコンビニがありますから車線変更するのも、おそらくあるだろうけれども。それにしても近くに信号があるというのは当然、認識してしかるべきなのでね、それらも総合的に考えてもあまりにも軽率だったのではないかなと、そんな感じがするのですけれどもいかがですか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

誠に事故の発生については、私どもも遺憾に思っているところであります。常日頃、毎週月曜日の連絡会議の中でも、注意喚起を各課に促すということは常々行っております。

今回、事故のことも担当課においては集会を開きながら、注意喚起をさらに行っていたということであります。先ほどご質問にお答えしました処分につきましても、本人に対しても自覚を促すという意味も持った部分であります。

今後につきましても、交通安全については、それを率先する町の職員でございますので、さらに注意を促していき、徹底を図ってまいりたいと考えてございますのでご理解をいただきたいと存じます。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第5号は、承認されました。

◎報告第6号

○議長（館田賢治君） 日程第8。報告6号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君）（登壇） 報告第6号の提案趣旨につきまして、報告第5号と同様でありますので、趣旨の内容については省略させていただきたいと思っております。

報告第6号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページにいきます。

専決処分書（写）

平成28年2月8日発生 of 自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償す

るものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

1 損害賠償額 48万3,560円

2 相手方 鉦路市春採2丁目3番 羽賀貴宏様

次に、議案説明資料により補足説明いたします。

議案説明資料11ページ下段をお開きください。

発生の年月日、発生の状況等については、報告第5号と重複いたしますので省略をさせていただきます。

相手方住所、鉦路市春採2丁目3番、羽賀貴宏様。損害の賠償額が48万3,560円。賠償内容は、治療費、休業補償費、慰謝料、通院費となっております。

過失割合は、町側が100、相手方がゼロです。

専決処分の日は、5月6日であります。

以上で、報告第6号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） 先ほどはちょっとあれだったんですけども、治療費にかかったというけど、まだ日にちがそんなに経っていないのですけれども、これは完全に完治したということの状況でよろしいのか、それともですね……。また町の保険がどのようになっているのかその仕組みがいまいちわからないのですけれどもね、この保険はどういうふうになっているのか教えていただければと思うのですけれども。

○議長（館田賢治君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

保険の損害額の補てんにつきましては、全額の保険会社からの補てんとなります。人身事故ですから、今後、相手方の治療費が発生することも考えられることもありますが、今後の後遺症等につきましては、その都度そういう状況になった時点でもう一度、示談はしているのですが話し合いになるというほうに……

（「それはおかしい」という声あり）

（何事かいう声あり）

○管理課長（中村義人君） すみません、私ちょっと間違えました。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時10分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 治療関係につきましては示談書を交わしておりますので、この金額で示談終了したということになります。また、保険の仕組みにつきましては標茶町が加入しているのが全国で運営しております、各自治体が加入できる保険に加入しておりますのでその保険を使って賠償等を行っております。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第6号は承認されました。

◎議案第26号

○議長（館田賢治君） 日程第9。議案第26号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第26号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせご説明いたします。

議案16ページ、資料12ページをご覧ください。

議案第26号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事でございます。

資料へまいります。

工事の概要は、調整槽1,960立方メートルから排出される浸出水を受ける水処理で、処

理量は日20立方メートルの処理能力です。

処理方式は、前処理設備及び凝集沈殿処理設備については凝集沈殿法、生物処理施設については接触ばっ気方式、高度処理設備については砂ろ過でございます。

工事場所は開運9丁目21番地外です。

契約金額は、3億6,828万円。契約の方法は、指名競争入札でございます。入札執行日は平成28年5月9日、指名業者の状況は、浅野環境ソリューション株式会社、クボタ環境サービス株式会社、水ing株式会社、日立造船株式会社、三菱化工機株式会社の5社でございます。

議案書へ戻ります。

契約の相手方は、東京都台東区松が谷1丁目3番5号、クボタ環境サービス株式会社、代表取締役 岩部秀樹でございます。

資料にお戻りください。

竣工予定日は平成30年3月20日です。新規・継続の別は新規でございます。備考として、予定価格5億544万円で、事前公表で実施しました。

以上で、議案第26号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・菊地君。

○12番（菊地誠道君） ちょっとお聞きしたいのですが、今回の指名業者5社あって、その中で入札がされて施工業者がクボタ環境サービス。これ、指名業者の中にもこの会社が入っていて入札したのがこの会社ということで。それと予定価格と契約金額のことなのですが、少し金額の開きがあってこの辺ちょっとあまりにも差があるので、我々に理解できないのですが、その辺についてちょっとお聞きしたい。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 予定価格につきましては、見積設計図書が発注仕様書に満足しているかどうかを確認してから提出された見積参考書をもとに過去の建設工事なども参考にして工事費を積算して予定価格としております。

今回の入札に関しましては、工事の品質低下とダンピング防止のためのあらかじめ設定した調査標準価格を最低入札価格が下回った場合に、その入札者が適正に履行できるかどうかを調査する制度を導入して実施しております。調査基準価格については国の機関の公共工事契約制度運用連絡協議会が示す基準で設定し、その範囲内で入札額があったので適正な施工が確保できる入札額であったと判断しております。

また、入札後に落札業者より入札額に関する工種ごとの内訳書の提出を求め、適正な価格の範囲内で見積もられたものか、積算もせず、ダンピングを行っていないかについて

の内容も確認をしております。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 私も同じことを後でもう一回確認しますが、たくさんあるので聞きます。

まず、説明資料のほうの工事概要、調整槽1,960立米、これは入っていないですね。前にも委員会で説明受けましたけれども。調整槽そのものは別ですね、その確認が1つ。

それから今、菊地議員が質問した内容について、答弁ありましたけれども、1億3,700万円下がっているのです。これ25%ですよ、公表の。普通の仕事から考えたら25%もダウンしたら適正かどうかということ自体が、調査したとは言っているけれど、本当にそれが間違いなかったのか再確認したいと思います。

それともう一点、この仕様書のときにですね、町内業者に対する配慮、地元でできる地元の雇用を踏まえた上でですね、地元で出来る工事は配慮してくれるということになっていると思うのですが、それについては落札者からどのように伝わっているのか。ただこのような25%もダウンしたような工事ですね、じゃあ地元の業者が下請けに入った場合に同額で削られたら、本当に地元は大変だと思うのですよ。そういうことも踏まえて最低入札額を調査したのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。

1,960立方メートルの調整槽につきましては、こののち発注する土木工事のほうに含まれておりまして、今回の浸出水工事の中ではこの施設に関係する、ばっ気装置ですとか、これから水を施設のほうに運ぶ装置等が含まれております。

続きまして、予定価格に対して25%入札額できちんとした施工が出来るのかということでもありますけれども、私どもとしましても先ほど説明させていただきましたけれども、国の公共機関が示されているその基準にあわせて調査価格の設定をして、その価格と対したところ、その範囲内だったということで適正だという判断をしております。また、仕様書で地元の発注ということでもありますけれども、発注仕様書の中に資材の調達については本地区及び道内の産出・生産又は製造された資材で価格・品質等が適正である場合にはこれを優先的に使用するよう求めております。また地元の雇用対策としましても、標茶町内の地元業者が実施出来る内容については極力、地元雇用を考えた措置を講ずるよう求めております。

価格について、適正な価格で出来るかということにつきましては、下請け工事の発注に関しましては、受注業者より提出を受ける下請計画書及び施工体制台帳の提出により、下請契約の内容、金額などについて確認をし、工事の品質確保と適正な施工について監督していきたいと考えております。また受注業者との下請けの状況についての協議ですけれど

も、これについてはこれから実施設計に入っていく段階で、その協議についてはこれからということになります。

○議長（館田賢治君） 3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） じゃあまず一つ目のやっぱこれは工事概要書に調整槽まで入れてしまうと、勘違いしますから、ちゃんとはずすべきだと思うのですよね。別工事であれば別工事、先ほど説明あったように調整槽から受ける施設なのだというそういう書き方をすればいいと思うのです。今の最低入札額の設定をしたと言いましたけれども、いくらで設定をしたのですか。

○議長（館田賢治君） 休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 調査価格の設定につきましては、公表できませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） わかりました。ただいづれにしても前回の焼却施設も含めてですね、前の焼却施設もそうでした、25%を超えていると思います。今、例えば調査価格は公表できないと言ったけれども実際には1億3,700万円、25%超えると思うのですけれどもね。それをダウンしてもさらに最低価格を超えているというのは本当に当初の予定価格ってどうなのと、設計価格。これ、どういう判断で、どういう基準で決めているのかって疑いたくなるのですよ。ほかの建設工事だって例えば予定価格で25%もダウンしたら、だいたい利益なんてでないじゃないですか。その辺をちょっともう一回お聞きしたい。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） この予定価格の設定ですけれども、基本計画をたてる段階で2年ほど前に関係する水処理の業者5社から参考見積もりということで金額をいただいております。また、それにつきましては、見積設計書も同時に出していただいて、その内容についてコンサルタントのほうで、きちんとそれで施工が出来るのかということも金額も含めて調査していただき、また最終的にことしの3月につきましても再度、見積参考価格ということで提出をいただいて、それを参考に性能発注方式でありますので、その見積書を参考に予定価格を設定させていただきました。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。
これより本案を採決いたします。
本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第26号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（館田賢治君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。
これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（館田賢治君） 以上で、平成28年標茶町議会第1回臨時会を閉会いたします。

（午前11時27分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

署名議員 8 番 渡 邊 定 之

署名議員 9 番 鈴 木 裕 美

署名議員 10 番 平 川 昌 昭